

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、会社C店においてパチンコ景品交換所の従業員として就労していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、開店時に景品を納品に来た業者から請求人の応答がないとの通報を受けた警備会社職員によって、店内で倒れているところを発見され、D病院に救急搬送されたところ、「脳出血」と診断された。
- 3 本件は、請求人が、上記疾病の発症は業務上の事由によるものであるとして労働基準監督署長に療養補償給付を請求したところ、同署長は、本件は労働基準監督署の管轄であるとして監督署長に事件を移送し、移送を受けた監督署長は、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人に発症した疾病が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に発症した疾病名について、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、脳出血と判断し、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「CT画像上、左被殻に脳出血が認められ、部位や形状からは『特発性脳内出血』と判断される。発症時期はめまい様症状が出現した平成〇年〇月〇日と判断する。」と述べており、本件の経過等からみて、決定書理由に説示するとおり、当審査会としても、平成〇年〇月〇日に請求人は脳内出血（以下「本件疾病」という。）を発症したものと判断する。

(2) 請求人は、本件疾病の発症に係る業務的要因として、①店内のクーラーが故障していたため、暑さで熱中症のような状態になったことが原因となって本件疾病の発症に至ったと主張するほか、②請求人は両方の頭にながらぬ痛みがあったのでどこかで頭を打ったと思うと述べており、頭部外傷が原因となった可能性が考えられること、③発症の1週間前から人が辞めたため、夏の暑い中自分一人で勤務することになり、業務が過重であったことが原因である旨を主張していることから、以下、検討する。

まず、①の請求人が熱中症又はこれに近い状態となったことが本件疾病の発症原因となったかについて検討すると、請求人が店内で倒れた当日は、付近の気象データによれば、午前10時時点の気温が摂氏27.6度、湿度91%と蒸し暑い気象状況であり、クーラーが故障していたプレハブの店内はある程度暑かったものと考えられるが、扇風機は使用しており、請求人及び同僚のGの申立てから、請求人はこまめに水分補給をしていたと認められる上、救急隊に搬出された時の請求人の体温は〇度と平熱であったこと、請求人が熱中症又は熱中症に近い状態にあったと診断している医師の所見は認められないことなどから、当審査会としては、請求人が熱中症又はこれに近い状態であったとは判断できない。

次に、②の請求人の業務中の頭部外傷が本件疾病の発症の原因となったかについてみると、消防本部は、監督署長の照会に対し、請求人の搬送時の状態について「外傷なし」と回答しており、F医師は、「仮に頭部外傷があったとしても、救急搬送時や主治医が確認し得ない程度の外傷が原因で本件疾病が起こることは考え難い。」と述べている。当審査会としても、請求人にみられる被殻出血の血腫の分布・形状は典型的な特発性脳内出血のものであり、外傷性の脳内出血のそれとは明らかに異なることから、請求人に発生した本件疾病は外傷によるものではなく、F医師が意見するとおり、特発性脳内出血であると判断する。

(3) したがって、請求人に発症した本件疾病は特発性脳内出血であると考えられることを踏まえ、③の業務の過重性が原因となったと認められるかについて、決定書理由に記載の「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）に基づき、以下、検討する。

ア 異常な出来事について

発症当日及び前日に請求人の勤務した店内の環境については、クーラーが故障し、ある程度暑かったものと推認されるものの、上記(2)で検討したとおり、扇風機の使用や水分補給もなされていたこと、救急搬出された時の請求人の体温は平熱であったことを考え併せると、決定書理由に説示するとおり、当審査会としても、急激で著しい作業環境の変化があったとは判断できない。したがって、請求人の本件疾病発症直前から前日までの間の勤務時間及び業務内容を考慮しても、決定書理由に説示するとおり、業務において異常な出来事に遭遇した事実は認められないものと判断する。

イ 短期間の過重業務について

請求人には、本件疾病発症前おおむね1週間において、勤務シフトにより深夜に及ぶ勤務が4回あるも、いずれも午後11時30分頃までであり、1日の拘束時間は8時間未満で時間外労働も認められず、継続した長時間労働などは認められないことから、決定書理由に説示するとおり、当審査会としても、請求人が特に過重な業務に従事したものと認められない。

ウ 長期間の過重業務について

本件疾病発症前6か月間における請求人の労働時間の状況は、決定書理由

に認定するとおりであり、請求人に時間外労働時間は認められない。

よって、決定書理由に説示するとおり、当審査会としても、本件疾病発症前6か月間において、請求人は特に過重な業務に従事したとは認められない。

エ 業務以外の要因について

健康保険による受診状況によれば、請求人が脳出血に影響を及ぼす高血圧、糖尿病、高脂血症、脂質異常等により治療を受けていた記録は認められないものの、D病院入院時の検査結果によれば、TG、T-CHO、Gluが軽度異常値を示しており、請求人には糖尿病の疑いがあり、脳出血のリスクファクターを既に有していた可能性があったものと認められる。

- (4) 以上を総合すると、認定基準に照らし、発症直前から前日にかけて異常な出来事は認められず、また、発症に近接した短期間及び発症前の長期間の業務による過重性も認められないことから、被災者の本件疾病の発症が業務上の事由によるものであると認めることはできない。

なお、請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。